

人間環境大学合理的配慮に関する学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、学生委員会規程第2条第7号に規定する障がい学生支援（入学試験を含む）について、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令に基づき、人間環境大学（以下「本学」という）において、不当な差別的取り扱いを禁止および合理的配慮の提供に必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「障がいのある学生」とは、本学に所属する学部学生および大学院学生等であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）があるものであり、かつ、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 「不当な差別的取り扱い」とは、本学における教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある学生を障がいのない学生より不利に扱うことをいう。
- (3) 合理的配慮とは、障がいのある学生が、本学における教育、研究その他の活動に関して障がいのない学生との等しい機会を享受するために、個々の場面において現に必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

- 2 研究科長、学部長・学科長は、研究科、学部・学科において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援を実施しなければならない。
- 3 教職員は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、支援の実施および合理的配慮の提供に努めなければならない。
- 4 過重な負担の有無は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面および状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明するものとする。
 - (1) 本学における教育、研究その他の活動への影響の程度（当該活動の目的、内容および機能を損なう程度）

- (2) 実現可能性の程度（物理的および技術的制約又は人的および体制上の制約）
- (3) 費用および負担の程度
- (4) 本学の規模
- (5) 本学の財政および財務状況

（合理的配慮の申し出）

第4条 合理的配慮は、入学試験受験時および入学後のいずれにおいても、障がいのある者本人等から書面等で、入学試験受験時においては入試課、入学後においては学生支援課に申し出るものとする。

2 支援の申し出は、当該学生本人等が「障がい・疾病の状況および配慮希望申出書」を作成し学生支援課へ提出する。

3 前項の申し出にあたっては、学生支援課が障害者手帳又はそれに準ずる障がいがあることを示す診断書等を基に、障がいのある学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

（合理的配慮の決定）

第5条 申し出のあった者に対する支援の必要性の有無および支援の範囲は、障がい学生連絡会議において協議する。

2 連絡会議は、学長室長、研究科長、学部長、学科長、学生支援委員長、教学マネジメント委員長、教学委員長、学生委員長、事務局長、学生支援部長、教務部長、その他学長が指名した者で構成する。

（合意の形成）

第6条 合理的配慮の内容は当該学生の合意を得て決定する。学生委員長は、当該学生に対し実施する合理的配慮の内容について十分な説明の機会を設け、合理的配慮の内容に関する共通理解および合意の形成を図る。

（合理的配慮の実施）

第7条 具体的支援は、支援の申し出のあった学生が所属する研究科又は学部・学科が、主たる責任をもって実施する。

2 学生支援課は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整、学外機関との連携等を行う。

（相談対応）

第8条 学生支援課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がいのある学生および教職員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

（支援に係る事務）

第9条 具体的支援に係る事務は、連絡会議において指定された課が処理する。

（研修・啓発）

第10条 本学は、障がいのある学生、障がいのない学生および教職員が相互に人格および個性を尊重し合いながらよりよい人間関係を築くとともに、本学における障がいを理由とする差別を解消することを推進するため、学生および教職員に対して当該推

進に必要な研修および啓発を行うものとする。

(情報公開)

第 11 条 本学における合理的配慮等に関する情報を公開し、障がいのある学生および受験を希望する障がいのある者に対して周知をする。

(秘密保持義務)

第 12 条 教職員は、正当な理由なく、障がいのある学生および障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。